



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 七十七銀行
代 表 者 名 取締役頭取 氏家 照彦
(コード番号 8341 東証第一部・札証)
問 合 せ 先 総合企画部長 小林 淳
(TEL 022-267-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 133 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

コーポレートガバナンスの更なる充実を通じて企業価値の向上に取り組むことを目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関連する定め
の追加、監査役および監査役会に関連する定め
の削除ならびに取締役および取締役会に関連する定め
の変更等を行うものであります。

(2) 責任限定契約の対象の変更

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約の締結が可能となっているため、責任限定契約に関連する定めの変更を行うものであります。

なお、責任限定契約にかかる定款変更については、予め各監査役の同意を得ております。

(3) その他

上記条文の新設および削除に伴う条数の変更など、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 29 日

以 上

(別 紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当銀行に取締役 <u>16</u> 名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>3. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当銀行に取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く)</u> 14 名以内を置く。</p> <p>2. <u>当銀行に監査等委員である取締役 5 名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期等)</p> <p>第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の補欠選任の免除) <u>第 22 条</u> <u>取締役に欠員を生じても、法定の員数を欠くことなくかつ業務の執行に支障をきたさないときは、取締役会の決議により補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p>(役付取締役) <u>第 23 条</u> <u>当銀行に取締役会の決議をもって会長、頭取、副頭取各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p><u>第 24 条</u> (条文省略)</p> <p>(代表取締役) <u>第 25 条</u> <u>頭取は当銀行を代表する。</u> <u>頭取以外の当銀行を代表する取締役は、取締役会の決議をもってこれを選定することができる。</u> <u>当銀行を代表する取締役は、各自当銀行を代表する。</u></p> <p>(取締役の報酬等) <u>第 26 条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(社外取締役の責任限定契約) <u>第 27 条</u> <u>当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</u></p> <p><u>第 28 条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集) <u>第 29 条</u> <u>取締役会の招集通知は、会日より 4 日前に各取締役および各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p><u>第 30 条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(役付取締役) <u>第 22 条</u> <u>当銀行に取締役会の決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く)から会長、頭取、副頭取各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>第 23 条</u> (現行どおり)</p> <p>(代表取締役) <u>第 24 条</u> <u>頭取は当銀行を代表する。</u> <u>頭取以外の当銀行を代表する取締役は、取締役会の決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く)からこれを選定することができる。</u> <u>当銀行を代表する取締役は、各自当銀行を代表する。</u></p> <p>(取締役の報酬等) <u>第 25 条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約) <u>第 26 条</u> <u>当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</u></p> <p><u>第 27 条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集) <u>第 28 条</u> <u>取締役会の招集通知は、会日より 4 日前に各取締役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p><u>第 29 条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数) 第 31 条 当銀行に監査役 5 名以内を置く。</p> <p>(監査役の選任) 第 32 条 監査役は株主総会において選任する。 その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(監査役の補欠選任の免除) 第 34 条 監査役に欠員を生じても、法定の員数を欠くことなくかつ業務の執行に支障をきたさないときは、取締役会の決議により補欠選任を行わないことができる。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 30 条 取締役会は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 等 委 員 会</p> <p>(監査等委員会) 第 31 条 監査等委員会は当銀行の取締役の職務執行の監査および監査報告の作成を行う。 監査等委員会に関する事項は、監査等委員会の定める監査等委員会規定による。</p> <p>(監査等委員会の招集) 第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日より 4 日前に各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(常勤の監査等委員) 第 33 条 監査等委員会は、その決議をもって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 35 条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第 37 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会)</u> <u>第 38 条 監査役会は監査役の職務の執行に関する重要な事項を決定する。監査役会に関する事項は、監査役会の定める監査役会規定による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第 39 条 監査役会の招集通知は、会日より 4 日前に各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 40 条 ~ 第 43 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 34 条 ~ 第 37 条 (現行どおり)</p>

以 上